

# 山梨県公報

号外第二十号

平成十七年

三月三十一日

木曜日

## 目次

### 訓令

- 一 山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令
- 一 山梨県職員旅費支給規程の一部を改正する訓令
- 一 農林漁業改良普及手当支給規程の一部を改正する訓令
- 一 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令
- 二 山梨県公印規程の一部を改正する訓令
- 三 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
- 四

## 訓令

### 山梨県訓令甲第一号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程(昭和五十八年山梨県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表二中「生活安全企画課長」を「生活安全企画課長 少年課長」に改める。

### 附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

### 山梨県訓令甲第二号

本 庁  
出 先 機 関  
労働委員会事務局

山梨県職員旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員旅費支給規程の一部を改正する訓令

山梨県職員旅費支給規程(昭和三十三年山梨県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五日」を「八日」に改める。

第三条第一項中「六百二十円」を「百円」に改め、同条第二項第二号中「日当及び宿泊料」を「宿泊料及び旅行雑費」に改める。

第四条第一項中「九百円」を「六百円」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、公用自動車又は私用自動車(公務に使用する場合に限る。以下同じ。)によつて旅行するときは、当該日額旅費は支給しない。

第五条中「金額を」を「金額に」に改め、同条第二号中「三分の二の」を削る。

第六条の見出し中「利用した」を「利用する」に改め、同条中「鉄道賃及び」を削る。

第七条を次のように改める。

(私用自動車を利用する場合の旅費)

第七条 職員が私用自動車を利用して旅行する場合の車賃の額は、条例第十五条第一項

に規定する路程に応じた一キロメートル当たりの定額とする。

第八条及び第九条を削る。

別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

区 分	日 額
三十日未満	七、八七〇円
三十日以上六十日未満	六、二九〇円
六十日以上	四、七二〇円

### 附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の山梨県職員旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以

後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

山梨県訓令甲第三号

本 出 先 機 関 庁

農林漁業改良普及手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十七年三月三十一日

農林漁業改良普及手当支給規程の一部を改正する訓令

農林漁業改良普及手当支給規程（昭和四十年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

農林漁業普及指導手当支給規程

第一条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第二条中「農林漁業改良普及手当は、農業改良普及事務、蚕業改良普及事務及び林業改良普及事務」を「農林漁業普及指導手当は、農業又は林業の普及指導に関する事務」に、「主任専門技術員、主任林業専門技術員、専門技術員、改良普及員及び改良指導員」を「普及指導員又は林業普及指導員」に改める。

第三条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「別表の割合」を「百分の八」に改める。

第四条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第五条第一項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「農林漁業改良普及事務勤務命令簿」を「農林漁業普及指導事務実績簿」に改め、同条第二項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

別表を削る。  
別記様式中「農林漁業改良普及事務勤務命令簿」を「農林漁業普及指導事務勤務実績簿」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 出 先 機 関 庁

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十七年三月三十一日

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員に駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

山梨県知事 山 本 栄 彦

駐在職員の所属機関	駐在処理事務	駐 在 場 所	担当区域
一 市町村課	市町村合併支援業務	山梨市上神内川、西八代郡市川大門町及び中巨摩郡玉穂町成島	
二 消防防災課	消防防災ヘリコプターによる活動業務	甲斐市宇津谷	
三 果樹食品流通課	農畜産物の流通情報の収集及び提供並びに需要促進対策業務	東京都大田区東海三丁目	
四 峡中地域振興局	農業普及指導業務	南アルプス市沢登	
五 峡南地域振興局	保健福祉企画業務	南巨摩郡身延町丸滝	
六 峡北地域振興局	農業普及指導業務	北杜市長坂町	
七 富士北麓・東部地域振興局	農業普及指導業務	富士吉田市上吉田二丁目	
八 男女共同参画推進センター	男女共同参画推進に係る支援業務	都留市中央三丁目及び南巨摩郡南部町内船	

十八 総合農業試験場	花きの試験研究業務	北杜市高根町
十七 総合農業試験場	生物工学的手法による野菜、花きの試験研究業務	甲斐市高瀬
十六 総合農業試験場	水稲、野菜等の試験研究業務	富士吉田市上吉田一丁目
十五 森林総合研究所	特用林産物に関する試験研究及び普及業務	北巨摩郡小淵沢町上笹尾
十四 森林総合研究所	林木育種業務	南巨摩郡南部町福土
十三 森林総合研究所	高冷地林業に係る試験研究及び林木育種業務	富士吉田市新西原一丁目
十二 県立大学	大学の管理業務	甲府市池田一丁目
十一 パスポートセンター	旅券の発行事務	甲府市丸の内二丁目
十 消費生活センター	消費生活に係る相談業務及び啓発事務	富士吉田市上吉田一丁目
九 県民相談センター	県行政及び県民生活に係る相談業務	都留市田原三丁目
	び啓発事務	

十九 大門・塩川ダム管理事務所 塩川ダム管理業務 北杜市須玉町

附則  
この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十七年三月三十一日 山梨県知事 山本 栄彦

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中、「新県立大学設置準備室長」を削り、「及び副所長」を、「副所長及び事務長」に改める。  
第八条第十五号中、「当該副部長」の下に、「県立大学」を加え、「及び山梨県工業技術センター」を削り、「副所長」の下に、「総合理工学研究機構にあつては事務長」を加え、同条第二十号中「副所長」の下に「（複数の場合には、その長の指定する者）」を加え、同条第二十八号を同条第二十九号とし、同条第二十一号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十号の次に次の一号を加える。  
二十一 出先機関の事務長印 総合理工学研究機構の事務長  
第十条第一項中、「新県立大学設置準備室」を削る。

別表中  
策書印 政秘 梨書 山秘課  
を  
策書印 政 梨書 山秘課  
に改め、出先機関の副所長印の項の次に次のように加える。

理構
----

出先機関 の事務長 印	合機印 総研究長 県研務 梨字事 山工	二一三 リメー ル平方	一般文書用
-------------------	---------------------------------	-------------------	-------

別表出納員印の項中「及び県立文学館」を「、県立文学館及び県立博物館」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

本 庁  
出 先 機 関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十二年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「（女子短期大学、看護大学及び看護大学短期大学部を除く。）」を削り、同条第八号中「副館長」の下に「、県立大学、女子短期大学、看護大学、看護大学短期大学部」を、「副所長」の下に「、総合理工学研究機構にあつては事務長」を加える。

第五条第一項及び第六条第一項第一号中「秘書課」の下に「及び広聴広報課」を加える。

第十二条に次の一項を加える。

9 第一項の規定にかかわらず、文書管理者は、常時使用する必要があると認める行政文書を必要と認める期間保存することができる。

第四十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、保存期間が一年未満の行政文書にあつては、私学文書課長の承認は、要しない。

「企 画 課 | 企 画 「広 聴 広 報

別表第一第一号の表中 新行政システム課 | 行シセ企 画  
広聴広報課 | 広聴、新行政システ  
「  
課 | 広聴  
課 | 企画 | 「花き農産課」や「花き農水産課」 |  
ム課 | 行シ、  
食品安全推進室 | 食推 | 食推 | 「食品安全推進室 | 食推」 | 広聴  
新県立大学設置準備室 | 県大設、

「自動車  
別表第一第三号の表中「自動車税事務所 | 自 税」や県立  
女子

税事務所 | 自 税  
大 学 | 県 大 | 「北 病 院 | 北 病」や  
短期大学 | 梨短大、

「北 病 院 | 北 病  
看 護 大 学 | 看 大 | 「計 量 検 定 所 |  
看護大学短期大学部 | 看短大、

計 検」や「計 量 検 定 所 | 計 検 | 「深城ダム建設  
総合理工学研究機構 | 総理研、  
事務所」を「深城ダム管理事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。